

第1章 計画の概要

1 取組の経緯と計画改定の背景

(1) 取組の経緯

本市は、多摩川沿いに広がる平地と緑濃い武蔵野台地の国分寺崖線、府中崖線を背景に、古くから国府が置かれるなど、自然や緑と長い歴史を持つ個性豊かな活力のあるまちであり、これらの魅力に導かれるように、府中駅を中心に発展してきました。

その景観は、多摩川から北側に広がる低地と府中崖線を介して連なるように、北に続く武蔵野台地及び市域の中心を通る甲州街道といった地形や自然環境を背景として、国府が置かれていた時代から歴史の中で生まれ、計画的な道路や公共交通の整備などによって現在の基本的な骨格がつけられてきたものです。

本市では、府中らしい魅力あるまちを創造していくため、平成9年3月に府中市都市景観基本計画を策定し、計画に基づく施策を推進していくため、平成11年1月には府中市都市景観条例を施行した上で、東京都の景観施策と連携しつつ、都市景観づくりガイドラインによる都市景観の誘導や都市景観協定の促進、景観賞の実施等、本市独自の景観施策に取り組んできました。

そして、平成17年4月の景観法施行に伴い、平成19年2月に都市景観条例を全部改正し、景観施策を再構築しました。また、平成20年1月には、景観法第7条第1項の規定に基づく景観行政団体となり、平成20年4月に府中市景観計画（以下「景観計画」といいます。）を策定し、市民・事業者・市の協働による景観形成の取組を進めてきました。

(2) 計画改定の背景

景観計画の策定から14年が経過した今日、府中市総合計画や府中市都市計画に関する基本的な方針の改定等、本計画を取り巻く新たな動向に対応する必要性が生じています。

また、本市では、今後も当面の間は人口増加が見込まれていますが、東京都内においても少子高齢化が進展し、近い将来に人口減少時代を迎えると予想される中、本市が持つ景観資源に磨きをかけて強みをいかし、住みたい、住み続けたいまちとして、多くの人に選ばれる優位性を戦略的に作り出していくことが重要になります。このため、自然環境、歴史、生活・文化、産業、公共施設等の都市空間ストックを始め、有形無形の地域の資源や価値を最大限にいかし、新たな価値を創出するという発想へ転換していくことが重要になっています。

このような背景から、景観計画を取り巻く課題や各種施策の進捗状況の評価、市民や府中

市土地利用景観調整審査会の意見を踏まえて、景観計画の改定を行うこととしました。

■ 本市における主な景観施策等の経緯

西暦	年度	国・東京都	条例制定・計画策定等	関連調査・協定締結等
1989	H1			・けやき並木景観整備基本計画策定 (H2.3)
1990	H2			・府中駅周辺地区市街地整備構想 (H3年度)
1991	H3			・都市景観形成基本計画策定調査 (H4～H5年度)
1992	H4			
1993	H5	・東京都景観マスタープラン策定 (H6.3)		
1994	H6		・府中市都市景観検討協議会 (H7.5～H8.3)	
1995	H7			
1996	H8			
1997	H9	・東京都景観条例制定 (H9.12)	●府中市都市景観基本計画策定 (H9.3)	
1998	H10	・東京都景観づくり基本方針 (H10.12)	●府中市都市景観条例施行 (H11.1)	・都市景観協定 (第1号) (H11.9)
1999	H11		・府中市都市景観審議会発足	
2000	H12			・都市景観協定 (第2号) (H13.3)
2001	H13			・都市景観協定 (第3号) (H15.1)
2002	H14			・都市景観協定 (第4号、第5号) (H15.10)
2003	H15	・美しい国づくり政策大綱 (H15.7)		・国指定天然記念物「馬場大門のケヤキ並木」保存対策調査 (H17年度)
2004	H16		☆第1回府中市景観賞 (H16年度)	・都市景観協定 (第6号) (H18.2)
2005	H17	・景観法施行 (H17.4)		・都市景観協定 (第7号) (H18.4)
2006	H18	・東京都景観条例改正 (H18.10)		
2007	H19	・東京都景観計画策定 (H19.3)	●府中市景観条例施行 (H19.12)	・景観協定 (第1号、第2号) (H20.8)
2008	H20		● 府中市景観計画策定 (H20.4)	・景観協定 (第3号) (H21.1)
2009	H21		・府中市景観がイドライン (色彩編) 発行 (H20.4)	・景観協定 (第4号) (H21.9)
2010	H22		・府中市景観がイドライン (屋外広告物編) 発行 (H21.4)	
2011	H23		☆第2回府中市景観賞 (H21年度)	
2012	H24		・府中市景観がイドライン (緑化編) 発行 (H22.4)	・景観協定 (第5号～第7号) (H24.1)
2013	H25		・府中市景観がイドライン (住宅地開発編・中高層建築物等編) 発行 (H24.4)	・景観協定 (第8号) (H24.3)
2014	H26			・景観協定 (第9号) (H24.7)
2015	H27		・府中市景観がイドライン (歴史的建造物等編) 発行 (H26.3)	・景観協定 (第10号) (H25.5)
2016	H28		・府中市土地利用景観調整審査会発足 (H27.1)	・景観協定 (第11号) (H25.7)
2017	H29			・景観協定 (第12号) (H27.6)
2018	H30	・東京都景観計画改定 (H30.8)		
2019	H31 (R1)	・東京都良好な夜間景観形成のための建築計画の手引 (R1.8)		・景観協定 (第13号) (R2.6)
2020	R2	・東京都歴史的景観保全の指針 (R2.2)		・景観協定 (第14号) (R2.10)
2021	R3			・景観協定 (第15号) (R2.11)
				・景観協定 (第16号) (R3.11)
				・景観協定 (第17号) (R4.1)

2 計画の目的と位置付け

(1) 計画の目的

本計画は、府中らしい景観形成の方針を明らかにするとともに、本市独自の景観施策をいっかしながら、景観法の規定に基づく施策を活用して、より効果的な景観形成を推進していくものであり、市民・事業者の主体的な景観形成への取組を促進しつつ、市民・事業者・市の協働により、魅力的な景観をつくるための施策を推進するものです。

また、広域的な課題に対しては、東京都及び隣接市と連携・協力しながら、良好な景観形成を推進します。

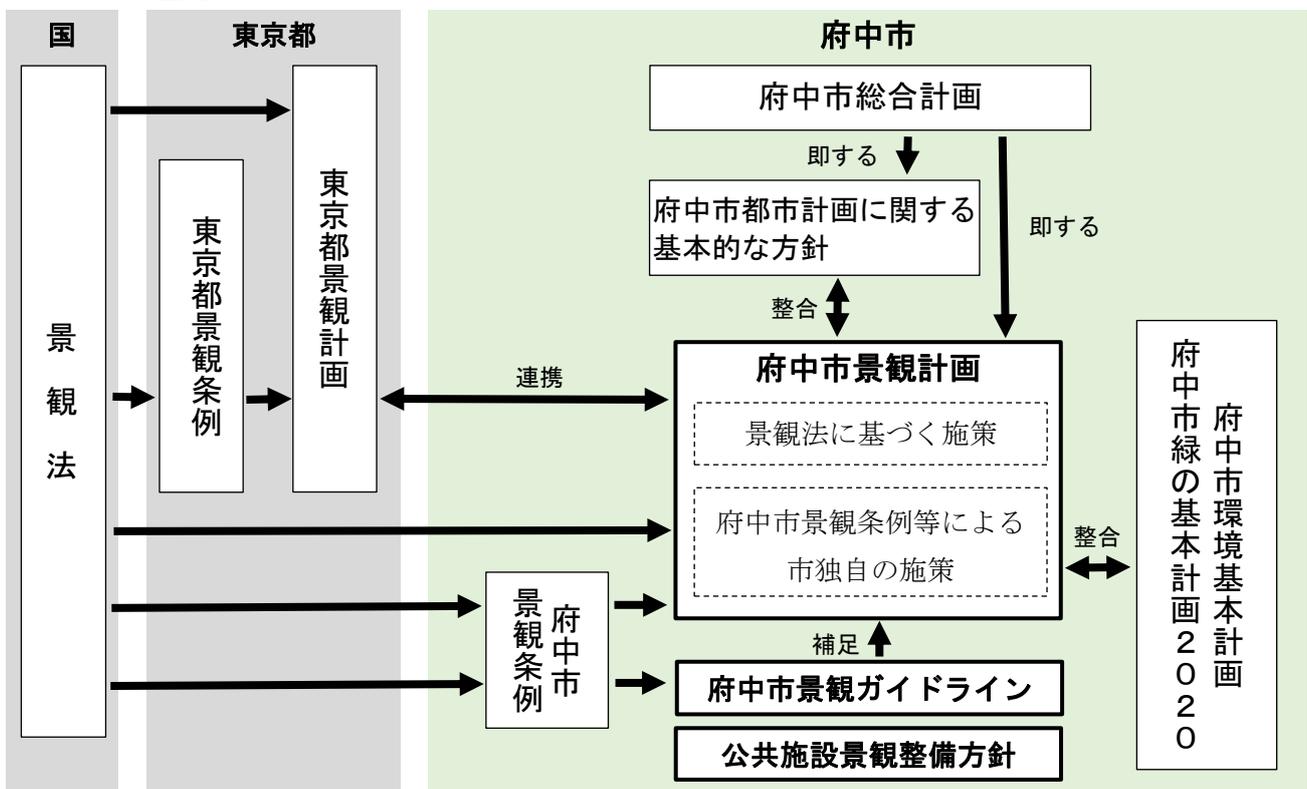
(2) 景観計画の位置付け

本計画は、景観法第8条第1項に基づき策定する景観計画であり、本市における景観形成に関する取組の方向性や、景観法に基づく諸制度及び府中市景観条例に基づく本市独自の施策を示したものです。

また、本計画は、府中市総合計画に即し、府中市都市計画に関する基本的な方針及び関連する分野別計画との整合や、東京都景観計画との連携を図るものです。

なお、府中市景観条例第8条の規定に基づき、景観計画に示す景観形成基準の具体的な取組の指針として定めた各種景観ガイドラインについては、本改定に伴い見直します。

■計画の位置付け図



3 改定の基本的な考え方

(1) 計画の対象区域と期間

ア 計画の対象区域

本計画は、府中市全域（都市計画区域）を対象区域とし、この区域を景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域とします。

イ 計画の期間

計画期間は以下のとおりとします。

計画期間：令和4年度から令和23年度までの20年間
(2022年度～2041年度)

(2) 計画の構成

景観計画は、次のような構成とします。

■ 計画の構成

第1章 計画の概要

- 1 取組の経緯と計画改定の背景
- 2 計画の目的と位置付け
- 3 改定の基本的な考え方

第2章 これまでの取組と課題

- 1 自然と景観
- 2 歴史と景観
- 3 都市構造と景観
- 4 市民生活と景観
- 5 協働による景観形成

第3章 景観形成の目標と施策

5の景観形成
の目標



11の景観形成
の基本方針



30の景観形成
の基本施策

第4章 景観法を活用した取組

- 1 届出・事前協議制度による景観形成
- 2 景観形成方針・景観形成基準
- 3 景観重要公共施設
- 4 景観重要建造物及び景観重要樹木
- 5 景観協定

第5章 計画の推進に向けて

- 1 主な取組の進め方
- 2 PDCAサイクルによる継続的改善

(3) 改定のポイント

ア 5つの目標と30からなる施策の設定

これまでの景観計画では、景観法に定める届出制度による景観形成を主軸としていましたが、景観形成の5つの目標と30からなる施策を新たに設定し、これまでの施策を一層充実させることにより、より効果的な景観形成に取り組んでいきます。

イ 市民・事業者と市の協働による良好な景観形成の推進

市民の景観に対する意識をより一層高めていくため、本市が積極的に周知・啓発活動を実施し、市民・事業者との協働による景観形成を推進していく取組を強化していきます。

ウ 大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区の区域の拡大及びけやき並木沿道に対する取組強化

府中本町駅東側に国史跡武蔵国府跡（国司館地区）が整備され、さらに、けやき並木のモール化を見据えた宮西町地区道路整備計画を進めています。そのため、景観計画の地区区分の「大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区」の区域を見直し、これらも含めた範囲とします。

また、けやき並木の保全や、けやき並木と調和したまち並み整備を更に推進するため、けやき並木通り沿道において建築物の建築や工作物の建設をする際には、全ての行為について景観法に基づく届出を行い、配置や形態・意匠などを協議する仕組みを強化します。

エ 景観重要道路の追加指定

大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区の区域の拡大に伴い、府中本町駅から国史跡武蔵国府跡（国司館地区）、また、大國魂神社への回遊性を創出するため、市道4-124号及び市道4-244号を景観重要道路として追加指定します。

また、けやき並木のモール化を見据え、現在整備中である宮西町地区内の道路は、今後、けやき並木通りと府中街道等をつなぐ重要な道路となることから、魅力的で安全かつ快適な空間として整備する必要があるため、景観重要道路として追加指定します。

オ けやき並木通りにおける屋外広告物等の協議の取組強化

けやき並木通りにおける屋外広告物等については、大國魂神社及び馬場大門のケヤキ並木との調和を図り、にぎわいや活力のある景観形成を進めるため、けやき並木通りにおける屋外広告物等の占用基準を定め、道路占用を行う際に、景観ガイドラインに基づき協議する仕組みを強化します。